

令和5年第9回（9月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年9月26日（火）午後1時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和5年第9回（9月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>種本会長のご挨拶をお願い致します。</p>
会長挨拶	会 長	<p>皆さんご苦労様でございます。暑い夏も終わり、急に寒くなり毛布が必要なくらい寒くなってまいりました。これからは食欲の秋で食物も美味しい時期を迎えます。稲作等も9割方終了している状況です。なかなか今年の作柄については、中々掴みきれておりませんが後ほど村井さんから状況説明をお願いしたいと思います。更に、地域活動の一環である農地パトロールについてもお願いしたい。早速ですが始めたいと思います。</p>
欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	<p>本日の欠席委員は 長原委員、末廣委員の2名であります。</p> <p>それでは、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>署名委員に 5番 前多 委員 6番 高橋 委員 をお願いいたします。</p> <p>次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。</p> <p>本日、現地調査にあられました、 5番 前多委員 6番 高橋委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。</p>
議案第35号 農地法第5条 許可申請	会 長 事務局	<p>それでは、 「議案第35号 農地法第5条許可申請に対する意見決定について」 について議題とし事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第35号 整理番号1番から8番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第4条・5条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。</p> <p>整理番号1番と7番については、「住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり10ha未満であるもの」との理由により第2種農地と判断できますが、不許可の例外により、「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断できます。</p> <p>次に整理番号2番から6番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」との理由により第3種農地と判断できます。</p>

<p>議案第 35 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>事務局</p>	<p>最後整理番号 8 番については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」との理由により、第 1 種農地と判断されますが、不許可の例外により、「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断できます。</p> <p>また、整理番号 2 番と 8 番については、始末書が提出されています。</p> <p>個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 35 号の説明を終わります</p>
	<p>会長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>高橋委員より以下の通り報告がなされた。</p> <p>本日 10 時より前多委員と事務局で現地調査を行った。詳細は次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番 周辺何もない雑種地であり集落に接続して設置されるものとして問題はありませんでした。 ・整理番号 2 番 現状は砂利が敷かれており、始末書が提出されている。譲受人は、美容室店舗営むとのことで、周囲はブロック塀で囲まれているため特に問題無いと思います。 ・整理番号 3 番 現状は前面に納屋が建っていますが、譲受人が一旦壊して造成し一体として利用する。国道から出入りでき問題無い。 ・整理番号 4 番 住宅に囲まれており道路沿いなので問題は無い。 ・整理番号 5 番 手前が駐車場、奥にアパートが建ち、新たに崩れ防止に土留を入れるため問題無い。 ・整理番号 6 番 現状は宅地に納屋が 2 棟建っており、奥の一筆だけ農地です。新たに資材置場として問題無いとみてきました。
	<p>当番委員</p>	<p>前多委員より以下の通り報告がなされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 7 番 周辺は宅地になっており、地目は田であるが水の入るところも無く、現状は畑になっています。住宅建設には問題無いと思います。 ・整理番号 8 番 以前車庫や家が建っていたが、現状は整地されていた。裏は畑で周囲は土留がなされており問題無い。

議案第 35 号 農地法第 5 条 許可申請	会 長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整理番号 1 番 (大田委員) 特に連絡は聞いていませんが場所的には問題ない。 ・ 整理番号 2 番 (中村委員) 敷地内はアスファルトになっている。周辺は宅地で問題無い。 ・ 整理番号 3 番 (今本委員) 前に住宅があり裏は畑がある。周辺は住宅で囲まれており問題無い。 ・ 整理番号 4 番 (高橋委員) 現地調査で報告 ・ 整理番号 5 番 (高橋委員) 現地調査で報告 ・ 整理番号 6 番 (油野委員) 宇野気駅に続く道路に沿った農地で、2, 3 年間休耕している。 譲受人の倉庫も近くにあり隣接した農地はなく問題無い。 ・ 整理番号 7 番 (松本委員) 現地を見て来ましたが周辺宅地でした。問題ないと思います。 ・ 整理番号 8 番 (末廣委員) 末廣委員より承っており事務局からご報告します。 現地は納屋が建っていたが、始末書も提出されており問題ない。
	会 長	大田委員からの意見で、申請時に当該当者から連絡がある場合とない場合がある様ですが、徹底出来ないか。
	事 務 局	事務局の方から強く指導したいと思います。
	会 長	今後、そのようにお願いします。 ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
議案第 36 号 非農地証明願 について	会 長	全員の挙手により、「議案第 35 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。
	会 長	続きまして、「議案第 36 号 非農地証明願について」を議題として事務局の説明を求めます。
	事 務 局	整理番号 1 番につきましては、主要地方道高松津幡線沿いにあり事業敷地内の一角にある 5 筆になります。今回申請人が行っている事業を他の方へ継承を予定しており現況により申請されました。

議案第 36 号 非農地証明願 について	会 長	事務局から説明がありましたが、この案件について、本日、現地調査に当たられました委員さんより現地報告をお願い致します。
	当番委員	前多委員 現地調査 ・整理番号 1 番 高松病院交差点に隣接し、山林状態であった
	会 長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号 1 番 中村委員 この敷地は道路から一段高く、庭のように整備されている。奥は竹が生い茂り山林状態なため問題無い。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
議案第 37 号 かほく農業振 興地域整備計 画変更	会 長	全員の挙手により「議案第 36 号 非農地証明願について」は原案のとおり意見決定致します。
	会 長	続きまして、「議案第 37 号 かほく農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます
	事務局	【整理番号 1 番から 3 番についてを朗読説明】 本案件は、農業振興地域内の農用地、いわゆる青地である、農業専用の規制を外すものです。 整理番号 1 番については、病院建設用地であります。現在の施設は建設当時の施設基準に基づいて建てられているため、現在の施設基準を満たしていないため業務に支障をきたしていることから計画に至ったものです。 整理番号 2 番については、駐車場用地及び資材置場用地であります。事業計画者は、平成 30 年より本社をかほく市横山に移転し運送業及び倉庫業の事業を行っております。当該計画用地周辺は、県営ほ場整備事業が行われますが、計画地は区域外であります。 次に整理番号 3 番については、白尾出身の方の自己住宅用地であります。 現在、計画変更の公告縦覧期間中であることを補足いたします。 以上、整理番号 1 番か 3 番についての説明を終わります。
	会 長	事務局から説明がありましたが、この案件について、本日、現地調査に当たられました委員さんより現地報告をお願いいたします。


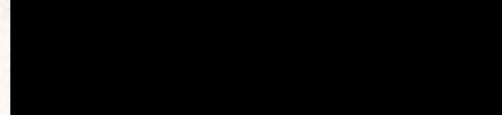
<p>議案第 37 号 かほく農業振 興地域整備計 画変更</p>	<p>当番委員</p>	<p>前多委員 現地報告 整理番号 1 番 山林地で敷地面積が広く、外回りしか確認できなかった。アカシアの木が生えていて、山中には入れなかった。 整理番号 2 番 運送会社が裏側雑草地を無許可で埋め立てし使っている。敷地の隣接地で特に問題はないと思う。 整理番号 3 番 白尾の県砂丘地農業センター近くで、細長く狭い地面である。周囲を土留めし問題無い。</p>
	<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番 中村委員 今年 3 月に山状況により非農地としたところであり、隣接して農地がありますが一体的に病院にすることに問題はありません。 ・整理番号 2 番 村井委員 ほ場整備区域横エリアの横山地区であります。調査では地盤が悪く、数十年前から耕作していない。現況は問題無い ・整理番号 3 番 油野委員 旧町時代では農用地として指定されていたが、現状は農振地の中の一角になっている。更に、農振除外された本地辺りに家屋が連担しているため、他の農地に影響を及ぼすものではないと考える。農振除外については問題ない。
	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。</p>
	<p>質問委員</p>	<p>整理番号 1 番について、農振地域の中で台帳に多数山林が載っているようだが、元来、山林でも含まれるのか。</p>
	<p>事務局</p>	<p>今年の 3 月に開催された農業委員会で、山林状態にあったため台帳と現況を山林に変更し、更に、数十年間耕作されず放置された状態だった為、非農地証明を受けた。基本は畑と田であるが、例えば、ぶどう畑の周りに防風林が立ち並ぶ様な場所は、農振農用地での網がかかっており、山林でもあることをご理解頂きたいと思います。</p>
	<p>会 長</p>	<p>山林に変更した経緯から、本件を外すことは出来ないか</p>
	<p>事務局</p>	<p>山林に地目を変更しても、農振地域の網からは外れないです。 現在法申請手続中であり、県と相談しながら手続きを進めております。</p>

議案第 37 号 かほく農業振興地域整備計画変更	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により、「議案第 37 号かほく農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」は原案のとおり意見決定いたします。
報 告	会 長	次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。
報告第 10 号 農用地利用配分計画の認可について	事務局	報告案件の前に、農地中間管理機構の流れについてご説明いたします。2 パターンがあります。 ●1 つ目は、ほ場整備事業等が関係してくるときに使う方法ですが、まず、土地所有者から農地中間管理機構へ預けます。 ↓ ここで一度総会で承認を受ける必要があります。 それから農地中間管理機構から耕作者へ貸し付ける促進計画に対し農業委員会へ意見を求められます。 ↓ 次に県の方で促進計画の認可を受け市の方へ通知されます。ですので、総会には 3 回同じ所在がでてきます。
	事務局	●2 つ目は、出して受け手が決まっている場合は一括方式として所有者・中間管理機構・耕作者の集積計画を総会で承認し ↓ 県の方で同意を得て市へ通知されますので、総会には 2 回同じ所在が出てきます。
	事務局	先月総会での議案第 33 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、議案書の書き方が違っておりまして、正しくは中間管理機構から弥生の里なつぐりへの貸し付ける形になります。そこで報告第 10 号について報告いたします。
報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出	事務局	【報告第 10 号 農用地利用配分計画の認可について】 朗読説明 先月 8 月総会での農用地利用集積等促進計画に対して農業支援機構より耕作者が決まった報告であります。 【報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 朗読説明 報告案件は以上です。

<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	報 告	
	会 長	中間管理機構の流れ2パターンについて大きな違いは、ほ場整備に伴う場合と、出し手受け手が決まっている場合とになりますか？
	事務局	はい、そうです。
	会 長	1つ目のほ場整備事業等関連は、以前から3回名前が上がっていましたか？
	事務局	以前は2回でしたが、今は意見を求めることが追加になって3回になりました。
	会 長	ほ場整備事業関連については、今後、計画も含めて3回同じ所在が出てくることに変更になりましたのでご注意ください。
	会 長	以上で、第9回の議案審議については全て終了しました。
	会 長	次に、「いしかわ農業委員活動1.1.1運動」についてですが、今月は農業委員2番・3番・推進委員Aグループの方からご報告をお願いします。
	当番委員	2番 長原委員（欠席） 3番 今本委員 1、2年前に浅野新道沿いの地主全員に木の伐採の要請があったようですが、地主によっては、直ちに業者に依頼し伐採した人と、そのまま放置している人がいて、そのまま放置している人に対しては2回・3回と再要請が来るのか？その後どうなるのかご説明ください。
	事務局	その件に関しては初めてお伺いしますが、ここからは想像で申し上げますが、浅野新道は市道になるため都市建設課が道路管理いたしております。本件に関しては、都市建設課からの要請で各地権者へお話があったことと考えられます。当該地が農地であれば当然、当部署に連絡が入ったかと思いますが、昨年か一昨年に道路をコンクリートで整備した関係で関係部署が行ったと考えます。
当番委員	Aグループ推進委員 酒尾委員 多田地区の家の裏山において山崩れの土砂を撤去しているところですが、事業費など何処の部署が対応しているか教えて欲しい。	

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	事務局	<p>当該災害地が特定できないので、仮に、多田地区の立ち並ぶ家の裏山だとすると、昔、県で森林の治山工事をしていました。また、崖地と指定し多分について県で工事をしていた経緯もあります。そこを超えて農地が被災したことに対する補助について補助はありません。都市建設課では崖地の崩れたことに対する1/2助成があります。崖が崩れて水路を埋めたとか水路を超えたとかは当課では把握してないので確認が必要となってきます。勿論、水路、農道についての災害報告があれば対応しますし、当該多田地区からも災害についても復旧は進めています。今でも各地区からは絶えず災害の報告が入っています。今の件は報告が無かったかもしれないので、本会議終了後担当者と確認をさせていただきたい。</p>
	会長	<p>色々細かい事情はあると思いますが、個人では対応仕切れないので、各地区の区長を通じて市に災害連絡をすることが良い方法ではないでしょうか。</p>
	当番委員	<p>東委員 今年は7月の豪雨で長柄用水が全面的に塞がり耕作に影響が出たところですが、長柄町耕作者に出荷状況を聞くとなんとか二等米だったと、夏栗地区は、近くの企業の地下水を利用させてもらうなどして何とか一等米、悪くても二等米を作ることが出来た。だいぶ心配したが収穫できることができました。 中沼地区はライスセンターを持っています。作業員等は殆ど高齢者で、車の運転、機械のオペレーターなど難しく、来年は耕作は無理だという方が一人いる。人材育成する新人はなかなか見つからず作り手が減るため、来年から畑が荒れる事になる。また、集落においては、家庭菜園も高齢化が進んで作り手も無いため、将来荒地が進み、畑も作れなくなるのではと危惧します。</p>
	会長	<p>どこもそういった現況ではないかと思います。</p>
	当番委員	<p>根布委員 ほ場整備について県から工事範囲の連絡が全く入ってこない。9月予定が、10月になったと聞いている。肥料の注文締め切りもあり、困っている。工事範囲について、もう少し狭くならないかと言われている。</p>
	会長	<p>市を通じて言っても良いし、県に直接でも良いので、強く言ってください。</p>
会長	<p>ありがとうございました。次回は、4番 松本委員、5番 前多委員、Bグループの推進委員さんをお願いいたします。</p>	

農業情勢報告	村井委員	<p>房の集荷で、今年は今月の 19 日現在で 7,773 房あり、対比については昨年の 92%になる。今度 28 日が最終の出荷になる。更に、県内の JA 内では、かほく市が一番の出荷であった旨を補足した。</p>
	質問委員	<p>ゆめみずほに比べコシヒカリの収量が増えているようですが。</p>
	村井委員	<p>現収量においては、ライスセンターに入っていた量が多かったという事で、収量については最終的な段階にならないと分かりません。昨年より少い生産者も沢山おいでます。</p>
	質問委員	<p>私共では、今年、8 反のゆめみずほについては全区画で減収だったが、13 丁 7 反のコシヒカリについては玄米の状態で殆どが増収だった。昨年は農機の不具合で状態が悪かった事が原因だったのか。更に、コシヒカリについては、大地のめぐみを 4 年近く蒔いているため、若干の影響が出たのではないかと考えます。</p>
	村井委員	<p>ほ場整備をして 3 年目 4 年目を迎えると、どうしても地力が落ちてくるので、カバーするためにも大地のめぐみなどを常に補給することが必要です。また、去年の減収の要因として草が酷かったこともあげられる旨意見した。</p> <p>今年のゆめみずほは穂が短く、着授数が恐らく少なかったのではないかと原因としては、6 月末頃の天候と肥料の効き具合、出穂から 30 日くらい前の時期に肥料が沢山効いてると事により、着授数が増えてその分丈が長くなるが、今年はコンバインが高速に走れるくらい稲の穂が軽く分けつも少なかったようです。</p>
	質問委員	<p>肥料は通常より多めに蒔かないといけないのか？</p>
	村井委員	<p>年によって違うので何とも言えない。</p>
	質問委員	<p>今年の肥料はネオを使用している。いろいろ話が出て、5 キロか 10 キロか、またはどちらでも良いとの意見が出ている。</p>
	村井委員	<p>追肥は天候によって違う。曇天続きに追肥すると倒伏を招くことになる。葉の色が有れば勿論追肥しない。現場を見て判断する事が重要です。</p> <p>一発肥料は省力化につき 1 回で良く、従来の肥料と比べ夏の時期に田に入らなくて済むメリットがある。天候によって稲の生育の時期と若干合わない年も何年かに 1 回はあつた。恐らく早稲は、今年のように異常気象で気温が高かったため、肥料を撒く時期と稲の生育の良い時期が合わなかった可能性があると考えられます。</p>

農業情勢報告	会 長	<p>今年はずが殆どなく、1%以下だった。近年、天候の異変による影響が稲や作物全般にでている。異常気象に対応し、高温に抵抗性のある品種や作物を作れるよう要因分析をお願いしたいと思えます。ありがとうございました。</p>
その他	会 長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業政策に関する提案（案）の意見等について説明 ・ 農地パトロールについて ・ 農業委員大会及び研修について
閉 会	事務局長 事務局長 会 長 会 長	<p>次回、10月の総会は、10月27日（金）午後1時30分から予定をしております。場所は、西フロア3階302会議室となります。現地調査の当番委員の方は、7番 竹田委員、9番 末廣委員です。推進委員の方は、Bグループの出席となります。よろしくお願いいたします。</p> <p>今月（9月）の委員報酬は、10月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。</p> <p>他に何かございませんか。</p> <p>無いようでしたら令和5年9回（9月）の農業委員会総会を終了いたします。</p>
		14時55分終了
		議事録署名委員
		会長 
		5番 
		6番 